

ろっかしよ 議会だより



第39号



サミット開会式 2016.11.10

12 月 定 例 会

- ◆12月定例会のあらまし …… 2
- ◆一般質問(3人の議員が登壇) …… 4
- ◆委員会レポート(常任委員会・特別委員会) …… 8
- ◆議案審議(条例ほか) ……10
- ◆委員派遣(第10回原発サミット) ……11
- ◆3月定例会開催予定 ……12



6,730万円
2,070万円

の補正予算を追加

12月定例会のあらまし

平成28年12月定例会は、12月2日から12月9日までの8日間の会期で開催されました。

2日の本会議初日は、戸田衛村長から平成28年における第一次産業の経営状況、認可法人使用済燃料再処理機構設立後の基本協定等の締結や東通原子力発電所を対象に修正された六ヶ所村避難計画に基づく防災訓練の実施状況について報告。さらに六ヶ所再処理工場の災害対策重点区域の設定に関する考え方は、今後も国の考え方を注視していくことなどを報告し、上程した議案の概要を説明をしました。

本定例会には、28年度一般会計をはじめとする7会計の補正予算、農業委員会等に関する法律の改正に伴う六ヶ所村農業委員会等の委員等の定数に関する条例および屋内温水プールの供用開始に伴う六ヶ所村屋内温水プール条例の制定や、六ヶ所村税条例の一部改正など23件の議案と、28年度の一般会計補正予算ほか1件の専決処分承認について上程されました。

5日に行われた一般質問には、3人の議員が登壇し、子育て支援や台風による被害対策、役場職員の人事交流やスポーツ指導者の育成などについて、村の考え方を厳しく問いました。

そのほか、「小川原湖水環境改善に向けた協力体制の構築についての陳情」については、採択となり、「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情」は議員配布となりました。詳しくは、六ヶ所村HP (<http://www.rokkasho.jp/>)内の「六ヶ所村議会」「会議録閲覧」をご覧ください。



台風により被災した堆肥舎(左)と長芋畑(右)

台風被害対策の助成金事業に 特産品販売施設整備の造成費に

一般会計9,545万円

12月補正予算の状況

会計名	補正前(千円)	補正額(千円)	補正後(千円)
一般会計	16,468,660	95,456	16,564,116
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	1,291,651	△ 25,939	1,265,712
国民健康保険特別会計 (千歳平施設勘定)	103,793	△ 426	103,367
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	1,032,933	4,782	1,037,715
水道事業会計※1	301,564	△ 2,268	299,296
水道事業会計※2	385,188	219	385,407
農業集落排水事業会計※1	111,706	37	111,743
下水道事業会計※1	787,999	50,193	836,192
下水道事業会計※2	1,014,275	39,345	1,053,620

※1は、収益的支出 ※2は資本的支出

補正予算の内容

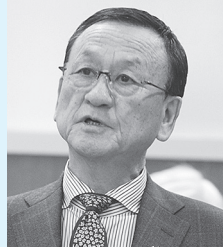
一般会計補正予算の歳出は、総務費に放射線防護対策施設となつている文化交流プラザに非常用発電機を設備する工事費を計上、民生費に臨時福祉給付金(経済対策分)を、農林水産業費に台風7号、9号および10号による被害対策助成金を、商工費に特産品販売施設整備に伴う土地造成費を計上し、歳入には、国庫支出金に国の第二次補正予算に関連する臨時福祉給付金(経済対策分)事業補助金を計上、県支出金には、青森県要配慮者等屋内退避施設確保事業費補助金を計上したほか、北部上北広域事務組合過年度分返納金を追加、不足する財源については、公共施設等整備基金の取りくずしによる繰入金により調整を行った結果、歳入歳出それぞれで9,545万6千円を追加し、総額を165億6,411万6千円としました。

国民健康保険特別会計をはじめとする特別会計と公営企業会計については、国民健康保険特別会計(事業勘定)の前期高齢者交付金の追加や介護納付金の減額ほか、人件費の追加など所要の予算措置を講じたものです。



一般質問とは？議員が村の行政全般にわたる執行状況や将来の方針などについて、報告や説明を求めたり質問することで、定例会で行われます。

岡山 勝廣 議員



【問】①新・三本の矢を持った一億総活躍社会の実現に向け、「子ども総合プラン」的なものを策定する考えはないか？
②放課後児童クラブと放課後子ども教室について、対象学年の拡大と受け入れ施設の確保、整備をどのようにするかの？
③開設時間は、柔軟な対応が必要と思うが就学前児童への対応も含め現状はどうなっているか？
④軽度な病児・病後児および保護者の急用時の預かり、保育所の時間外や放課後の預かり、保育施設等への送迎対応について、都市部には「ファミリーサポートセンター」がある

「ポートセンター」があると思うが当村はどのようになるのか？

【答】①国が掲げる新・三本の矢のうち「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向け、子育て世帯の支援対策に一層努めていく。

②小学3年生までを対象に、村内4か所の公共施設で放課後教室を開設している。今後は、男女共同参画での会議を踏まえ対象学年の拡大を検討したい。
③平日は下校時から午後6時30分まで、第3土曜日および夏休みなどは午前8時から午後6時30分まで開設し、保護者のニーズに対応できているものと考えている。
④ファミリーサポートセンターの運営は私立保育所や民間組織が多く、当村での活用は先進地の事例を参考にしながら検討したい。

1 子育て支援について

【問】少子高齢化の進展に伴う国内の社会経済情勢の急速な変化に鑑み、少子化問題は若年労働力の減少をもたらし地域産業の活力低減の要因となっている。当面の策として、若年者の誘致・育成策を講ずることも必要であるが、基本的な対策は、出産・育児・教育という「生み・育てる」地域環境を整えることが重要ではないかと考える。

を進め、女性の就業が結婚や出産、育児に影響されないための改善策が明確に示された。

また、2014年は「子ども・子育て関連三法」が成立するなど、『急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化』による影響を、国が危惧している状況が伺える。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」を発表し、2015年には「女性活躍推進法」も成立された。女性活躍推進を重要な柱の一つに位置付けたことから、「女性の継続就業・子育て支援の拡充・保育所の定員拡充」など

我々が子供の頃、大家族世帯が普通で助け合いが当たり前であったが、今は核家族化が進み、兄弟姉妹、地域の同世代の仲間が少なく親も子供も孤立化する可能性があり、加えて、女性の場合は仕事に就くと就業条件や育児の困難から、結婚に消極的になると考える。

の状況は、子ども支援課の業務に「子ども・子育て支援対策」と「放課後教室」があり、教育委員会会の業務に「放課後教室開設事業」と「放課後塾対応事業」があるものの、国と県が目指している放課後児童クラブや放課後子ども教室の計画的な整備を念頭に考えると物足りなさを感じる。

与える。新・三本の矢を持った「一億総活躍社会」の実現に向け、改めて「子ども総合プラン」的なものを策定する考えはないか。
②「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」について、対象学年の制限がなければ拡大すると思うが、受け入れ施設の確保や整備をどのようにするのか。

村では、平成17年度に「次世代育成支援地域行動計画（前期）」を策定、平成22年度には中間評価を行い同計画の後期として改訂したが、この計画の期間は既に終了しているため、次の点について伺いたい。
①「まち・ひと・しごと総合戦略」には具体的な施策がない。内外の若年層に魅力に乏しい印象を
③開設時間は、保護者の帰宅時間に配慮した柔軟な対応が必要であるが、就学前児童への対応も含め、現状はどのようになっているのか。
④軽度な病児・病後児および保護者の急用時の預かり、保育所の時間外や放課後などの預かりや保育施設等への送迎について、都市部では「ファミリーサポートセンター」がある

と聞いているが、当村ではどのようなようになるか。

【答】1点目について、村では平成26年10月に、「六ヶ所村子ども子育て支援事業計画」を策定するとともに、平成27年4月から子ども支援課を設置し、子どもに関する事務の一元化による子ども・子育て施策の充実・強化に取り組んでおり、就労などで保護者が家庭にいない就学児童を対象として、放課後児童健全育成事業を実施している。

まいりたい。

2点目について、村では放課後児童健全育成事業として、村内4か所の公共施設を利用し放課後教室を開設しています。以前は小学校1学年から2学年の児童を対象としていたが、保護者の要望や4学年からのスポーツ少年団の活動を考慮し、平成27年度から3学年までに対象を拡大しており、今後は、男女共同参画の意見などを踏まえ、現状の3学年から6学年までの対象範囲の拡大について検討してまいりたい。

3点目について、平成27年度から、現状の開設時間で、概ね保護者のニーズに対応できているものと考えています。4点目について、

市内の保育所やこども園において、保護者が通院などにより子どもの面倒をみることができない際は、一時保育を利用させている。

病児・病後児保育は、医師との連携や看護師の配置が必要なことから、医療センターと実施に向けて協議しているところである。

都市部での子育て援助活動支援として実施しているファミリーサポートセンター事業については、子育て中の主婦を会員として登録し、児童の預かりに係る支援を受けたい人と支援ができる人との相互の援助活動に関する連絡調整役を行うもので、運営は私立の保育所や民間組織が多く、当村での活用は、立ち上

げの際の支援や民間委託など、先進地の事例を参考にしながら検討したい。



高橋 文雄 議員

【問】①台風8号から10号における農産物被害について、具体的な助成対策はどのようなことを実施するの？
②被害対策の二つとして、固定資産税の減免措置を検討する考えはないか？

【答】①ハウスや農作業所、圃場などの災害復旧の各助成を、台風被害対策助成金として補正予算を計上し、農家負担の軽減を図ってまいりたい。

②災害により使用不能になった農地がないと確認しているため固定資産税の減免はないが、農作物の被害がある場合は徴収猶予ができる。住民税、国民健康保険税については、農作物の損失額に応じて減免が受けられる。

1・8月後半から9月上旬に発生した台風による被害対策について

【問】台風8号から10号は農産物を中心として甚大な被害をもたらした。

六ヶ所村においても、長芋を主として大根、ゴボウ、葉物野菜と被害は大きく、村では農業団体などの要望と独自の被害調査を実施し、その助成対策を検討していると思うが、具体的にどのような

対策を実施するか。また、被害対策の一つの方策として固定資産税を主とした減税措置を検討する考えはないか伺いたい。

【答】1点目について、今回の台風は豪雨と強風により、畑の冠水などの農地被害、パイプハウスなどの施設被害、長芋、大根、ゴボウなどの根菜類の農作物被害をもたらした。

畜産被害は、畜舎や堆肥舎の屋根の損壊等による施設被害と牧草地の法面崩落などのほか、停電に伴う搾乳の廃棄もあった。

漁業被害は、定置網の損壊や網の破損が確認され、林業も強風による立木の倒伏が数ヶ所確認されている。

村では、被災した一次産業を支援する

ための助成金を本議会定例会に予算計上し、具体的内容は、農作業所等の施設復旧、圃場の災害復旧に係る助成、作物被害助成として、農協が行う災害用農業金融に5年間の利子補給、必要な指定産地品目などの種子代の助成をすることにしている。

今後、国の台風対応産地緊急支援事業なども明らかになるため、村の対策と合わせ農家の費用負担の軽減を図っていききたい。

2点目の災害による減免は、村税条例による減免と特別災害による村税減免の特別措置が規定され、固定資産税につきましては、農地または宅地の流失、崩壊などの被害を受け、作付け不能または使用不能となった

場合、減免できるとされている。今回の台風では、このような状況となった農地はないと確認しており、災害により農作物に被害を受けた場合、要件が満たされれば徴収猶予が受けられることもある。

また、住民税、国民健康保険税は、収穫すべき農作物に生じた損失額が収入額の100分の30以上の額となる場合、減免が受けられるので申告に基づいて対応していきたい。

【問】①産業や地域振興を図るため、むつ小川原地域・産業振興財団の安定的な運営が必要であるが、新たな事業主体の使用済燃料再処理機構に対し寄付金を要請することについて、県と協

議する考えはないか？

【答】①使用済燃料再処理機構の根拠となる再処理等拠出金法では難しいと考えるが、機構が県および村の意向を踏まえ、地域振興に寄与することを明確に取決めているので、協議してまいりたい。

2. 使用済燃料再処理機構に対して、むつ小川原地域産業振興財団への寄付金の要請について

【問】当財団は、電気事業連合会の寄付金50億円と50億円の借り入れを原資として発足、平成元年から青森県の産業振興、地域の活性化に支援してきた。財源は、50億円の運用益で賄われ50億円の借入金の利息は日本原燃株が補填し

ていると理解する。本年10月、事業主体が日本原燃株から使用済燃料再処理機構となり、事業の継続と産業振興や地域振興策を構築し、安心安全な青森県のため、財団の安定的運営は必要不可欠である。新たな事業主体である機構に対し寄付金の要請をするべきと考えるが、今後、県と協議する考えがあるか伺いたい。

【答】認可法人使用済燃料再処理機構に対し、財団への寄付金を要請する県との協議については、同機構の根拠となる法律である、再処理等拠出金法において、大変難しいと考えているが、同機構が日本原燃株式会社の地域振興策を十分踏まえ、青森県及び

六ヶ所村の意向を最大限に尊重し、地域振興に寄与することを明確に取決めていくところでありますので、県および関係者等へ協議していきたい。

寺下 和光議員



【問】①組織の活性化、人材育成と総合理解を深めるため、文化振興公社および地域振興開発株式会社との人事交流を進める考えはないか？

【答】①村と深い関わりがあるため、人材育成と活性化を図るため人事交流

は必要と考えている。村の配置先や受け入れ体制など様々な課題を整理しながら検討したい。

1 職員の人事交流について

【問】国においては、社会経済システムの改革を求められている中で、民間企業と国の機関とはそれぞれ異なる役割を果たしつつ、我が国の発展に寄与する必要があるから、平成12年3月に「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づき「民間と国との総合理解を深める」・「双方の組織の活性化と人材育成を図る」ことを目的に多くの民間企業で利用されていることはご承知のことと思う。将来的には民間企業との交流も積極的

に進めるべきと考えるものの、条件整備が多くあることから、時間をかけ検討すべき課題であると考える。

本村においては、職員の資質向上や人材育成などを目的に青森県や地域活性化センターなどに職員を派遣してきているが、村の文化振興公社および地域振興開発株式会社との組織の活性化と人材育成を図る観点や総合理解を深めるためにも、村職員との人事交流を進める考えはないか伺いたい。

【答】文化振興公社および地域振興開発株式会社における村職員との人事交流については、両法人の業務が村と深い関わりがあるものの、職員採用後は人事異動が行われていないが、双方の組織の活性化や人材育成を図

ることから、人事交流は必要と考えている。

職員の派遣は、条例の整備が出来ており、派遣先と合意が得られれば可能であるが、受け入れについては、村の配置先の体制整備のほか、給与や休暇の取扱いなどを協議し、実施に当たっては協定を締結するなど、様々な課題を整理する必要があるものの、法人が独立し事業展開を図っていくことや組織の活性化、人材育成のためにも、人事交流は試行を含めて検討していきたい。

【問】①保護者や教職員の負担軽減のため、専任の指導者の養成と確保を行い、法人化した体育協会へ配置し、真の「スポーツの村六ヶ所」を目指すか

えはないか？

【答】①体育協会も競技力向上や指導者の育成事業の体制づくりを努めている。スポーツ振興と地域住民の健康増進を図るため、今後も体育協会と協力し「スポーツの村六ヶ所」の充実に努めたい。

2.スポーツ指導者の育成および確保について

【問】平成4年9月にスポーツの村宣言を行い今日に至るが、その趣旨が村の施策に反映されてきたか疑問を持たざるを得ない。

本村ではスポーツ指導員の協力を得て、スポーツ振興に取り組んできたものと考えているが、現状は特色のあるスポーツ振

興や指導者の育成がないと理解する。

青少年期は、多様なスポーツを体験し、心身の健全な発達や連帯感・達成感を養い世代を超えた交流の機会が増えることで、地域との一体感の醸成に繋がるものと考えている。

屋内温水プールも来年度から供用開始予定であることや、本村出身者には、卓球、陸上、レスリング、ボート競技などで全国レベルの大会で上位入賞した実績のある方々がいることも事実であり、この方々の協力を得ながら、小中学校のスポーツ指導については、保護者や教職員

の負担軽減の観点から、専任の指導者を養成し、法人化された体育協会に配置することにより、子供から大人まで質の高い指導が可能となる。スポーツに親し

み健康な心と体をつくることで村長が掲げる健康づくりに寄与するとともに、真に「スポーツの村六ヶ所」を目指す考えはないか。

【答】村内には、小学生を対象としたスポーツ少年团组织があり、野球、バレーボールなどの7競技で47名の有資格指導者が競技指導を行っている。

中学校は、バスケットボール部や陸上部などの6競技において活動しており、指導は顧問の教員と一部の競技はPTAの外部指導者をお願いしています。

指導者の育成支援は、スポーツ少年団に関しては資格取得の受講料の一部助成を行っているところである。

の関わりは、スポーツ少年団や中学校の部活動に所属団体の指導者が、学校の関係者やPTAと連携し活動している。

体育協会では、競技力向上および指導者の育成事業の体制づくりに努め、質の高い指導者を配置するためにも、村内外のスポーツ関係者のネットワークを有効に活用し、全国で活躍する優秀なスポーツ技術を持つ村出身者の協力を得るための受け皿となり、スポーツ少年団や中学校部活動の指導支援を構築していくことを期待している。

村としては、スポーツ振興と地域住民の健康維持の増進を図るため、今後とも協会と相互に協力しながら「スポーツの村六ヶ所」の充実に努めてまいりたい。

総務企画常任委員会

■「防衛省に対する要望結果とその後の対応状況」他3件の報告について審議

12月6日委員会を開催し、「防衛省に対する要望結果とその後の対応状況」、「東通原子力発電所を対象とした避難計画の修正内容」、「税の口座振替導入」、「住宅用地特例の適用漏れ」の報告4件について、担当課より説明を受け審議した。

要望結果とその後の対応状況について、陸上自衛隊六ヶ所対空射場管理施設の老朽化は、深澤東北防衛局長が来村し現地確認を行ったこと、騒音区域指定に係る算定方法の新たな制定は、廃弾処理や着弾音などを計測する測定器の設置場所を東北防衛局防音対策課長が現地確認を行ったことなど説明があった。

委員からは、①国が新たに設置する騒音測定器は着弾音等で発生する単発的な騒音レベルが高くなる戦闘機の進入直下に設置すべきである②着弾音や廃弾処理の騒音レベルは村独自でも測定しておくべきである、などの意見が出された。

2件目の避難計画修正については、県におい

て広域避難に係る課題検討などの結果を踏まえた「東通原子力発電所の原子力災害時における基本的考え方」に基づき、本村の地域防災計画原子力編の修正内容の説明があり、委員からは、①要配慮者の二次避難所への移動車両等の確保などの事務は県の所管として要請すべきである②修正内容は各自治会長を通じて村民に周知すべきである③避難時に必要となる要配慮者の移動車両は村内の民間バスやタクシーの活用も検討すべきである、などの意見が出された。

3件目の税の口座振替導入は、納税の利便性向上のため、平成29年度から実施することで説明があり、4件目の住宅用地特例の適用漏れは、調査の結果、3筆3件の固定資産税の過大徴収が判明し、村長から陳謝があった。委員からは、村固定資産税等過誤納返還金取扱要綱を他市町村を参考に見直しをすべきである、などの意見が出された。

産業建設常任委員会

■「(仮称)泊焼山7号線整備事業」他5件の報告について審議

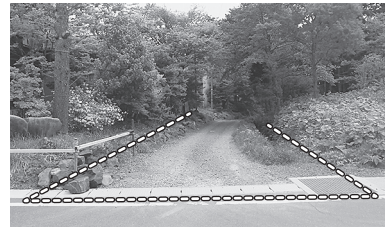
12月6日に委員会を開催し、建設課より「(仮称)泊焼山7号線整備事業」、「六原笹崎線道路改良工事」、「村営住宅の充足状況と建設計画」、農林水産課より「台風被害を受けた第一次産業災害復旧助成」、「改正農業委員会法」、「ごぼう貯蔵選別施設」の計6件の報告について、説明を受け審議した。

(仮称)泊焼山7号線整備事業は平成27年度から30年度以降の事業計画を、六原笹崎線道路改良工事は平成27年度から29年度の事業計画について説明、村営住宅の充足状況と建設計画は住宅の種別や入居状況など説明があった。

委員からは、泊焼山7号線については、用地買収の見通しが厳しければ仮設道路も利用すべきである、などの意見が出された。

台風被害の災害助成は、農林水産業における個々の助成内容について説明があり、委員からは定置網被害に限らず漁船漁業の被害状況も把

握し助成すべきである、などの意見が出された。改正農業委員会法では、これまでの選挙制から市町村長の任命制に変わったことや、農地利用最適化推進委員の新設について説明があった。ごぼう貯蔵選別施設では、平成29年度から31年度までの事業計画について説明があり、委員からは、過去に外国産の大量輸入で、国産ごぼうの出荷に打撃を受けている、出荷に際しては状況を把握し対応する必要がある、などの意見が出された。



29年度 着工予定の(仮称)泊焼山7号線の起点部

福祉教育常任委員会

■「小川原湖水環境改善に向けた協力体制の構築についての陳情書」を採択! 他2件の報告について審議

12月7日に委員会を開催し、委員会に付託となった「小川原湖水環境改善に向けた協力体制の構築についての陳情書」と報告2件について、説明を受け審議した。

陳情書については、小川原湖漁業協同組合から平成28年10月8日付けで議長へ提出され、委員会審議では、国や県にそれぞれ水環境対策協議会があるものの、本村では畜産業や砂利採取など水環境に影響を与えかねない業種があるため、陳情書を採択すべきと決しました。

知的障害者通所施設交通費給付事業および障害者交通費助成事業の報告では、事業内容およびこれまでの利用実績について説明があり、委員からは、①給付事業や助成事業の利用促進を村民に対して周知徹底をすべきである②かけは

し寮の通所サービスに限定せず、村内企業で知的障害者を受け入れている事業所もあるので、実態を把握し交通費を助成すべきである③知的障害者の通勤に係る交通費助成実績がないとしているが、対象となる利用者がいないか確認すべきである、などの意見が出された。



台風の大雨により小川原湖には泥水が流れ込んだ

～むつ小川原エネルギー対策特別委員会へ参考人招致～ 「六ヶ所原子燃料サイクル施設における新規制基準への 適合性審査の状況等」について説明を求める。

むつ小川原エネルギー対策特別委員会では、去る 12 月 7 日（水）委員会を開催し、原子燃料サイクル施設の新規制基準への適合性を確認する審査の進捗状況について、日本原燃株式会社 工藤健二社長らを参考人として招致し説明を受けた。

工藤社長は、新規制基準の概要や現在の審査状況について細かく説明した後、①昨年の説明から約 1 年が経過し審査は大分進展している②審査会合を終了させ合格証を頂くことに全力で傾注したい③その後の安全性向上の工事は一部の先行分を含め安全第一に工事を進めたい④地域の皆様の信頼を念頭に新規制基準の対応について、新しい安全・安心をつくりあげる姿勢で全社挙げて取り組みたいなどの説明があった。

委員会一問一答

再処理工場が建設され20年以上が経過し、アクティブ試験後から10年が経過している。耐用年数が超えているものはないか？

(回答) 経年劣化の話はある。電気関係と機械関係は予測評価を行い、基盤の予備品を準備し交換などの手当をしている。大規模機器は劣化を考慮し監視を継続しており、性能維持ができるか年 1 回定期自主検査を行っている。定期的な機能確認と部品交換により、安全性と機能確認をしている。

耐震 S クラスとは、震度に換算するとどれくらいの大きさか？

(回答) 耐震 S クラスは、一番頑丈な施設ということであり、設定する基準値震動に対して耐えられる施設である。当社の基準値地震動の設定は 700 ガル。震度のおきかえは難しいが、震度 7 でも大丈夫である。

資機材を整備したが、事故発生時は社員が取り扱うのか、また、消防車両は濃縮工場側へも配備するのか？

(回答) 資機材は基本的に社員が扱う。中央制御室には直員以外に委託員もいるため、役割分担を決めて総動員で対応することになる。電源車の運転など必要な人員を確保しつつ、重大事故には多くの要員が必要であるため、一部委託を含め増員を検討している。消防車両は再処理側に 3 台配備済み。再処理と濃縮の同時災害に備え濃縮側に 1 台追加配備した。

外部電源について、多重に送電できる対策となっているが、各設備へ送電する配電盤に異常があった場合の対策はどうなっているか？

(回答) 配電盤は複数に分かれており対応が可能である。基本的に設計仕様を同じとし、隔離や接続の仕方なども標準化している。

11月に発生した再処理工場の2件のトラブルは軽度に近いヒューマンエラーであった。社員教育を拡充し、対策に万全を期すことを強く求める

(回答) 安全第一が基本、地域の皆様から安全の信頼を得ることが大前提で、安全の重要性は緩むことはあってはならない。新規制基準の対応は新たな安全・安心を作る取組みのため、ヒューマンエラーは取組みに反し信頼を損ねる事態になる。社長の重要な役割の一つとして、先頭に立ち安全の重要性と安全意識の浸透に務めたい。

本村には射爆場があり航空機の墜落やテロ対策についての規制委員会の考え方は？

(回答) 新規制基準は施設の安全性を求めるもので、同時期のタイミングでテロ対策や各セキュリティー強化の関連法が格段に強化された。射爆場の影響は戦闘機の落下に対する評価を取り入れ設計しているが、新規制基準後はハイジャック機の落下など一般に想定される以上の評価をしている。

※むつ小川原エネルギー対策特別委員会とは

新むつ小川原開発基本計画の推進と誘致企業の安全対策及び地域振興対策の調査を目的とする。

村長が提出した議案等

条例

【議案第89号】

六ヶ所村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの農業委員の公選制が廃止、村長が議会の同意を得て任命する方法に改正され、農地利用最適化推進委員も新たに任命されるため本条例を制定。(平成29年7月20日施行)

【議案第90号】

六ヶ所村屋内温水プール条例の制定

六ヶ所村屋内温水プールの供用開始に伴い、本条例を制定。(平成29年4月1日施行)

【議案第91号】

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設など、所要の改正をするため本条例の一部を改正。(平成29年7月20日施行)

【議案第92号】

六ヶ所村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

県人事委員会の給与改定に関する勧告にかんがみ、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第93号】

六ヶ所村特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

一般職の職員等給与改定に伴い、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第94号】

六ヶ所村議会の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員等給与改定に伴い、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第95号】

六ヶ所村税条例の一部を改正する条例

所得税法の改正および口座振替の実施に伴い、本条例の一部を改正。(平成29年1月1日施行)

【議案第96号】

六ヶ所村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所得税法の改正に伴い本条例の一部を改正。(平成29年1月1日施行)

【議案第97号】

六ヶ所村ゲートボール場条例の一部を改正する条例

千歳平地区ゲートボール場移転に伴い本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第98号】

六ヶ所村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第99号】

六ヶ所村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の見直しに伴い、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第100号】

六ヶ所村立泊診療所条例の一部を改正する条例

診療日、時間を改めるため、本条例の一部を改正。(公布の日から施行)

【議案第103号】

六ヶ所村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

介護および育児における出勤等の所要の改正をするため、本条例の一部を改正。(平成29年1月1日施行)

【議案第104号】

六ヶ所村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正。(平成29年1月1日施行)

提出議案

【議案第101号】

公の施設の指定管理者の指定について(六ヶ所村立屋内温水プール)

六ヶ所村立屋内温水プールの管理運営を行うため、指定管理者が指定された。

・指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人

六ヶ所村体育協会

・指定期間

平成29年4月1日から

平成34年3月31日まで

【議案第102号】

青森県市町村総合事務組合規約の変更について

市町村税の滞納整理に関する事務にむつ市が追加された。

10回の節目となる全国原子力発電所立地議会サミットを開催

全国の原発立地地域の議員など約410人が集結！ 原子力政策や課題について活発な意見交換を行う

全国原子力発電所立地市町村議会議長会（事務局・柏崎市議会）が、原子力発電所を立地する市町村議会議員の意見交換の場として隔年で開催するサミットを、昨年11月10日11日の2日間にわたり品川プリンホテルを会場に開かれ、本村議会では、むつ小川原エネルギー対策特別委員会の活動として参加した。

10回の節目となった今回は、「日本におけるこれからの原子力政策のあり方～原子力発電を将来世代にどう引き継ぐか～」と題し、全国から議会議員や電気事業者などの関係者が約410名が参加、立地自治体の課題や地域振興や防災対策について熱く議論を交した。

開催にあたり、同議長会の会長、齋木裕司柏崎市議会議長が「高速増殖炉原型炉もんじゅの廃炉や核燃料サイクルおよび高レベル放射性廃棄物の最終処分など、原子力政策に係る立地地域の課題が山積しており、この機会に各立地地域の諸課題など、情報共有と意見交換をしていただきたい」とあいさつ。

続いて「わが国がとるべきエネルギー・環境政策」と題して、NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員の竹内純子氏の基調講演が行われた。

その後の分科会は、「福島原発事故の与えた自治体への影響と再生に向けての課題（第1）」、「原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題（第2）」、「今後の原子力政策の方向性と次世代エネルギー政策の課題（第3）」、「核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処

分（第4）」、「原子力発電所の廃炉計画と立地自治体の地域振興（第5）」の5つのテーマで行われた。

分科会では、原子力政策に関する厳しい意見や再生可能エネルギーの必要性など活発な意見交換が行われたほか、「国と東京電力は被災者の現状を丁寧にくみ取り復興や被災者の生活支援を進めるべきだ」、「広域避難計画は立地地域の特徴を踏まえ受け入れ自治体との連携や情報交換が不可欠である」、「電力の安定供給から安全性が確認されたものから再稼働すべき、一方で反対意見として段階的になくすべきである」、「国は高レベル放射性廃棄物最終処分の科学的有望地を国民に対し積極的かつ速やかに情報提供を行うべきである」、「国のエネルギー政策が不透明な状況から、国は原子力関連施設の廃炉について交付金政策をはじめ制度設計を考えていくべきだ」などの意見が出された。

2日目のサミット最終日は、全体会が行われ、本村議会橋本議長が第4分科会の意見を報告。

サミット宣言では「国の責任において安全性の確保を着実に取り組むことや使用済核燃料の中間貯蔵と高レベル放射性廃棄物の処理・処分および核燃料サイクルの諸課題のビジョンを国民に示すべき」などの意見をまとめ、最後に「国が原子力発電の技術を後世にどのように引き継いでいくのかを注視することや立地地域の国策協力が報われるエネルギー社会の実現を渴望する」ことを宣言し閉会した。



基調講演を聴く議会議員



第4分科会の意見報告をする橋本議長

第10回全国原子力発電所立地議会サミット参加市町村議会

市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名
北海道 泊村	宮城県 女川町	福島県 楢葉町	静岡県 御前崎市	福井県 高浜町	佐賀県 玄海町
青森県 大間町	福島県 双葉町	新潟県 刈羽村	石川県 志賀町	福井県 あおい町	鹿児島県 薩摩川内市
青森県 東通村	福島県 大熊町	新潟県 柏崎市	福井県 敦賀市	島根県 松江市	5市12町5村
青森県 六ヶ所村	福島県 富岡町	茨城県 東海村	福井県 美浜町	愛媛県 伊方町	

～議会活動の向上のために…議員研修会を開催～

去る12月9日(金)全議員を対象とした議員研修会を開催しました。

- 演 題 「自治基本条例はなぜ必要か」
- 講 師 岩手県立大学・名誉教授 天野 巡一 氏

講師の天野氏は、岩手県個人情報保護条例策定検討委員長や総務省自治大学校の講師のほか多くの職歴を持ち、政策法務論、自治体をめぐる法と政策研究の分野で活躍し、七戸町とおい

せ町の自治基本条例や議会基本条例のアドバイザーを務めています。

当日は、橋本議長から「住民自治の根幹は議会にあるため地方分権の推進や自治体政策の住民参画など、研修を通じて今後の議会活動に役立てていただきたい」とあいさつ。

講演では、官僚社会から個性と自治型社会への転換の必要性、自治基本条例の制定は、行政改革にとって最も重要な改革の一つであるなど、天野氏からは分かりやすく説明がありました。



平成29年第1回六ヶ所村議会定例会会期日程(案)

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第1日目	2月28日(火)	本会議(午前10時)	開会、提出議案上程・説明、委員会付託
第2日目	3月1日(水)	休会	
第3日目	3月2日(木)	休会	常任委員会※1
第4日目	3月3日(金)	休会	常任委員会・特別委員会※1
第5日目	3月4日(土)	休日休会	
第6日目	3月5日(日)	休日休会	
第7日目	3月6日(月)	休会	
第8日目	3月7日(火)	休会	
第9日目	3月8日(水)	本会議(午前10時)	一般質問
第10日目	3月9日(木)	本会議(午前10時)	議案審議
第11日目	3月10日(金)	本会議(午前10時)	議案審議・委員長報告・閉会

※1 各委員会の開催時間等は決まり次第、HPでお知らせします。
【議会の日程は変更されることがあります】

傍聴してみませんか？

議場までご案内いたします。
議場は「役場本庁舎4階」にあります。

議会傍聴

～【議 会 × モ】～

議会の呼称は、「定例会」、「臨時会」と称し、順次回数を数えます。暦年(1月1日～12月31日)を通年として、次の定例会は「平成29年第1回定例会」となり、議案番号も1号から始まります。
議会を監視するのは『あなた』です。12月定例会の傍聴人は31人でした。

あなたも議会の傍聴をしてみませんか？傍聴は村政を知る良い機会です。定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。臨時会は必要に応じて開催されます。詳しくは議会事務局72-2111(内線411または412)へお尋ねください。



エレベーターで4階へ



議場では多くの議案が審議されます



傍聴席は51席あります



傍聴席入り口(エレベーター隣)



受付があります

……編集後記……

議会だより39号をお届けします。村民の皆様には、輝かしい新年をお迎えたこととお慶び申し上げます。平素、私も広報委員会の活動にご理解とご協力を頂き心から御礼申し上げます。

今回の議会だよりは、平成28年第5回定例会の概要をお届けしますが、内容は台風被害をはじめとした一般会計補正予算や一般質問、委員会活動の報告などとなっております、いずれも活発に審議されました。

さて、平成28年度から「第4次六ヶ所村総合振興計画」を核とした重点施策に着手し、さらには「六ヶ所村まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく、持続可能な総合的なビジョンを構築するため、様々な事業展開がなされております。全国的な課題である人口減少や少子高齢化対策、さらには、原子燃料サイクル施設およびむつ小川原開発の進展など、国策に関わる課題も多く、議会としても村民の目線を重視し、議会活動を本誌で報告したいと思っております。

今冬は近年にない天候に恵まれた穏やかな日々が続いておりますが、今後も雨露霜雪と様々な気象の変化が予想されます。

村民の皆様には、春の到来が待ち遠しいとは存じますが、体調に留意されお過ごしください。

六ヶ所村広報委員会

- 委員長 高田 博
- 副委員長 寺下 義文
- 委員 高橋 義文
- 委員 鳥橋 隆光